

東日本大震災に伴う保険料率の 特例的取扱いについて

1. 東日本大震災に伴う窓口負担の減免措置と現行の都道府県単位保険料率算定

- 平成23年3月に発生した東日本大震災に伴い、被災地域において、公費（原発事故に伴う免除分）及び協会負担（住居の全半壊等に伴う免除分）による医療機関の窓口負担を減免する措置が行われた。
- 窓口負担の減免により、医療機関にかかりやすくなったこと等から、被災3支部（岩手、宮城、福島）の中でも宮城支部及び福島支部において、特に入院外、歯科及び調剤を中心に24年度の医療費の伸びが大きくなった（波及増）。

現行では、この医療費の波及増は、当該被災支部でそれぞれ負担する仕組みとなっている。

＜東日本大震災関連の一部負担金等の取扱い＞

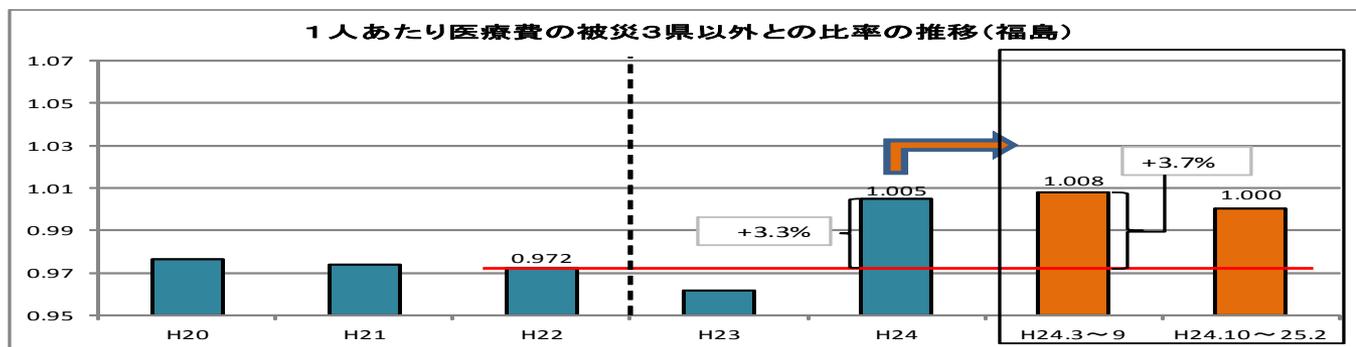
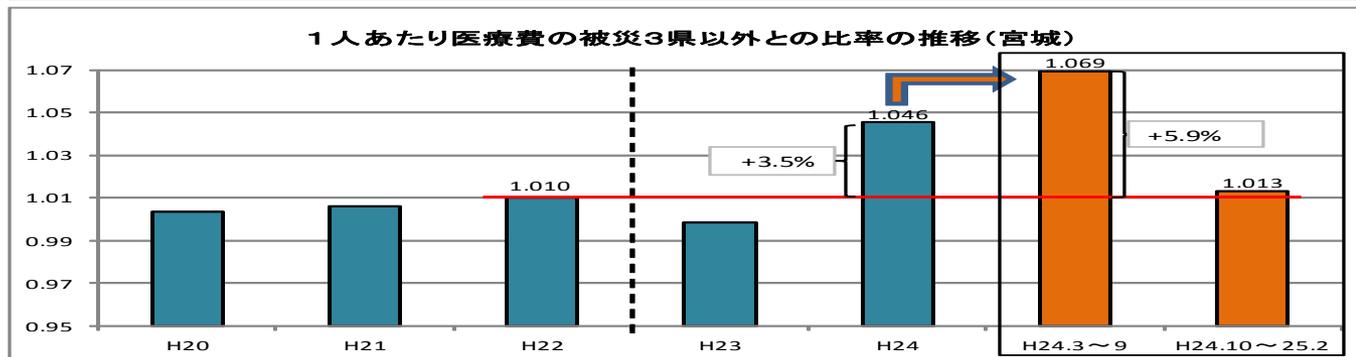
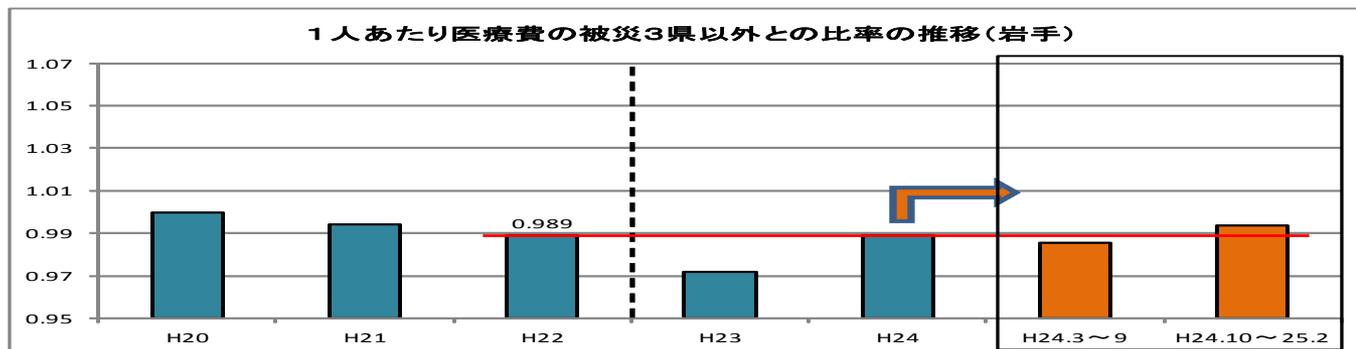
免除の対象	平成23年 3月11日 ～6月	平成23年7月 ～24年2月	平成24年 3月～9月	平成24年10月 ～25年2月	平成25年3月 ～26年2月	平成26年3 月	
一部負担金等 (療養費を除く)	猶予	免除	原発事故関係				
			住居の全半壊等				

2. 被災3支部からの意見（支部評議会での発言をはじめとする主な意見要旨）

- 震災による減免措置の影響により医療費が膨大に増え、都道府県単位保険料率はそういった医療費をもとに計算されることから、被災地域の支部の保険料率は大幅に上昇することが予想されるため、被災地域の支部に特段の配慮を願いたい。
- 減免措置は国あるいは協会全体で決定したことであり、その影響を被災地域の支部に負わせるのはいかがか。
- 被災地域の支部の加入者であっても減免措置が講じられない加入者も多く、そういう加入者に負担を求めるのはいかがか。

3. 被災3支部における加入者1人あたり医療費の動向

- 下のグラフは、各被災3支部の加入者1人あたり医療費と被災3支部以外の全支部の加入者1人あたり医療費との比率(以下、「医療費単価比」という。)の推移を示したものである。
- これによると、宮城支部及び福島支部において、平成24年度における医療費単価比が震災前の平成22年度と比べて大きくなっている。
- 一方、岩手支部の平成24年度の医療費単価比は、平成22年度と同程度の水準となっている。



4. 東日本大震災に伴う波及増分の保険料率算定の特例的取扱い

- 窓口負担の減免は、未曾有の大震災に伴うものであり、特例的なものである。
- 減免措置は国あるいは協会全体で決定したことであり、その波及増の影響については広く全支部で負担することが適切。
- 当該被災支部の加入者であっても減免措置が講じられない加入者も多く、そういう加入者に負担を求めるのは不適當。



東日本大震災に伴う波及増分を
全支部で負担することとしたい。



大臣告示の改正

- 平成26年度における都道府県単位保険料率を凍結する場合、準備金充当前の保険料率を計算する際に上記特例的措置を用いることとし、政府との法令面等の調整を進めることとしたい。